

船舶インシデント調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和2年7月3日 15時50分ごろ
発生場所	三重県尾鷲市尾鷲港東方沖 尾鷲港第2防波堤灯台から真方位097° 1,020m付近 （概位 北緯34°04.3′ 東経136°13.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートLIBERTEは、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年7月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート LIBERTE、3.2トン
船舶番号、船舶所有者等	250-56266三重、八栄観光株式会社
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 0.5～1m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、和歌山県和歌山港への回航中、船外機が停止した。 本船は、船長が118番通報し、来援した海上保安庁の監視取締艇にえい航救助された。 船長は、波高が0.5～1mの状況下、出港前燃料を約100ℓ搭載したものの、約20km/hの対地速力で約1時間半航行しており、燃料計がほぼ0を示していたので、燃料が欠乏したと思った。 船長は、えい航救助後に海上保安庁から燃料タンクに残油量があり、燃料管に空気が混入していたことを聞いた。
分析	本船は、航行中、船長が、船体動揺から燃料管に空気が入った状態で航行を続けたことから、船外機に燃料が供給されず、船外機を始動することができなくなり、運航不能となったものと考えられる
原因	本インシデントは、本船が航行中、船長が、本船の船体動揺から燃料管に空気が入った状態で航行を続けたため、船外機に燃料が供給されず、船外機を始動することができなかったことにより、発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、燃料タンク及び燃料消費量を正確に把握し、出港の際は十分な燃料を搭載するとともに、波等で船体動揺が予想される場

	<p>合は、燃料系統に空気が混入することがないように早めに燃料補給を行うこと。</p>
--	---